

アズハル会議に参加して

イスラーム研究所客員教授 徳増 公明

1月3日から5日までカイロのJWマリオットホテルにて、「アズハルと西側（欧米諸国）」をテーマとした会議（アズハル卒業生連盟主催）が開催されました。海外からは主に欧米諸国から45名のイスラーム研究専門家・関係者が招待されました。日本からは武藤英臣イスラーム研究所客員教授と私が招待されました。招待者の国籍は公表されていませんでしたが、ムスリム以外のキリスト教徒、ユダヤ教徒も多数含まれていました。今回の会議の目的は、西側のイスラーム研究専門家達から自国におけるイスラームの置かれている立場、事情を率直に聞き、この4月下旬に同じテーマで予定されているアズハル同窓会の参考にしようとするものでした。そして、今後イスラームと西側との対話をもっと効果的に進め、相互の誤解を解き、両者間に存在する諸問題を解決するため、古い歴史と世界中に多数の卒業生を持つアズハルがその役割を果たそうとするものです。

3日の開会式ではクルアーンの読誦に続いて、アブドゥラー シェリバー招待客代表、アハマド タイブ アズハル卒業生連盟会長（アズハル大学学長）、ザグズク ワカフ大臣、タンターウイー アズハル総長の挨拶がありました。各自が対話の重要性、この会議への期待について述べました。会議は、3日間に渡って朝から夕方まで8セッションが行なわれました。各セッションは3～4人がそれぞれ30分ほどスピーチし、その後、出席者との質疑応答です。内容は欧米におけるイスラーム観、誤解されているイスラーム、それを是正しようとする努力、アズハルの役割など多岐に亘りました。

私は欧米のイスラームの実情について詳しく知らなかったので興味深い話が聞けました。また私も日本のイスラーム事情について次のような内容で簡単に発表しました。日本国内にはイスラームについて偏見を持つ人が多いこと、その理由と、その対処方について私なりの考えを述べました。武藤氏はハラール食品の認定を通して、日本人に正しいイスラームの理解を広めていくことについて述べました。

会議の最終セッションの後に勧告文が発表されました。以下はその一部です。なお丁度この頃、連日パレスチナ・ガザ地区でのイスラエル軍による爆撃の悲劇が報道されていたので、それが勧告文にも反映されました。

【アズハル会議勧告文】

1-この会議のメンバーは、ガザ地区における無防備の我が同胞パレスチナ人に対するイスラエルによる民族根絶への罪に対し、大変な憂慮と沈痛な痛みを覚える。それは全ての人間の価値・尊厳を奪い、

凡ての国際的慣習・憲章に違反した罪深い行為である。会議は、国際機関やイスラーム諸国やアラブ諸国へ、その責務を担い、敵の戦争武器使用を止め、パレスチナ住民の包囲を解き、正義を実現させ平和を求める叫びに耳を傾け、殺戮や流血を終結させるよう強く要請する。また、この困難な局面を打開するために、一つになってパレスチナ問題に取り組むように懇願する。

2-この会議は、セッションを通して議論された生きた意見交換のこの集いを、イスラームと西側との間の相互理解と意見交換を尊重するための堅固な架け橋となる第一歩と見なす。

3-この会議は、クルアーンでも述べられているように信念、言葉、人種の違いはアッラーが創造されたものであり、お互いが知り合うためであること、そのための理想的な方法は互いに対話することであり、お互いの存在を認め合うことであることを確認する。

4-当連盟は、イスラーム世界と西側関係諸機関の間で行われる明確な目標をもった対話を継続するため、またそれに関心を抱く人々との関係を継続するための実効プログラムの用意をする。これは、東洋と西洋間の文明の衝突の克服に前向きな関係を望む人々は、相互交流のような実質的な両者を結び付ける努力を行うものであるとの信念に基づいている。

5-会議は、イスラームのイメージにつけられた過激主義や、西側の人々の脳裏に敵意を植え付けた教育カリキュラムを調査するための実施手段を見出すことを西側機関に呼びかける。これらは全ての宗教や人類の文明が呼びかけている寛容の精神と矛盾していると考えらるからである。

6-当連盟はアズハル卒業生の集団として次のことを確認する。アズハルが設立以来、現在に至るまでイスラーム世界において中心的役割を果たしてきたこと。これまでアズハルでなされてきたナクル（伝承されたアッラーや預言者の御言葉を研究する）諸学、アクル（人間の英知を用いて研究する）諸学、人間の精神や心に関する学問を包括したアズハルのメッセージが、偏った学派や、政治から離れたものであり対話の客観性を強固にする出発点であり、それを保証するものであること。

7-会議の参加者は、西側のいくつかのメディアによってイスラームの聖地や象徴的なものを危険に晒す報道がなされたことが、イスラームに対する中傷や嫌悪の原因となり、イスラームと西側の対立を広げる要因となっていると考える。

8-会議は、アラブとイスラームのマスメディアに、正しいイスラームを伝えるよう、そしてイスラームとその寛大な教えを中傷する間違った見方を回避する仲介者となるよう、呼びかける。



発表を行う筆者

アラブ首長国連邦ドバイ首長国のハラール事情

拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員会
委員長 武藤英臣

本年1月11日、筆者はアラブ首長国連邦ドバイ首長国を訪問する機会を得た。それは近年、東南アジア諸国ではマレーシアを筆頭にハラール商品見本市やハラールに関する国際会議を開きイスラーム教徒の“食の安全”を担保するハラール事業を積極的に啓蒙している中、中東諸国の中ではアラブ首長国連邦ドバイ首長国が積極的にそれを推進している状況がありその実態を調査する目的からなされたものだった。そんな中で、首長国連邦への食品輸入に直接関与する連邦地方自治総局の責任者達と面談することができた。

そこで今回UAEのハラール食品輸入に関する諸手続き及び規則一式を入手したのでそれらを紹介する。

西暦2005年5月1日付決議「GSM/32」号

国外においてアラブ首長国連邦用に、ハラール食肉処理が行われる際、それを監督するイスラーム関係団体が従うべき諸条件と手続きに関する件

アラブ首長国連邦地方自治体事務総局長は：

- ・地方自治体事務総局設置に関する1980年連邦最高評議会決議第「2」号とその改正事項、
- ・食品衛生のための国家委員会並びに家畜管理委員会による諸規定、
- ・地方自治体事務総局評議会による以下の決議：
 - 国外でイスラーム関係団体に、アラブ首長国連邦用ハラール屠畜・食肉処理監督を委任する際の選択基準と根拠を定めた西暦1992年5月12日付決議3/33/92-3号並びに西暦1992年5月26日付決議26/33/92-2号；
 - ハラール屠畜・食肉処理証明書の書式を定めた西暦1992年5月12日付決議3/33/92-3号；
 - アラブ首長国連邦における機械式屠畜・食肉の衛生上並びにイスラーム法上の諸条件を定めた西暦2000年2月9日付決議8/52/2000号；
- ・イスラーム法に則した屠畜・食肉処理の条件に関する湾岸諸国（アラブ首長国連邦）規格993/1999号、
- ・地方自治体事務総局特別委員会による勧告、
- ・西暦2000年4月19日付地方自治体事務総局評議会決議37/53/2000号、
- ・第65回地方自治体事務総局評議会議長勧告、
- ・公共の福祉、

上記諸規定、諸勧告を踏まえ次の通り決定する：

- 決議 -

第(1)条：国外でアラブ首長国連邦用に行われるハラール屠畜・食肉処理を監督するイスラーム関係団体が守るべき諸条件：

西暦1992年5月12日付決議3/33/92-3号並びに1992年5月26日付決議26/33/92-2号に規定された条件は以下の通り改正された：

国外で行われるアラブ首長国連邦用ハラール屠畜・食肉処理監督者としての認可を地方自治体事務総局に求めるイスラーム関係団体（センター、機関、機構、連盟それらに類するもの）は、以下の条件を備えていなければならない：

1. ハラール屠畜・食肉処理を監督するイスラーム関係団体は、それが所在する国で認可されている、もしくは著名であり、同国で定められている公式の諸条件を満たしている事。
2. 設立国に常設事務局を有し、責任の所在とスタッフの職務を明確に規定した組織を持つ事。また、ハラール屠畜・食肉処理証明書に対する署名者の氏名役職、右不在時の代行者、及び公文書に用いる当該団体のロゴ・マークを明示する事。
3. 輸出国においてハラール屠畜・食肉処理を実施する屠畜処理場を実際的に査察、監督するに足る技術的、人的能力を有する事。
4. イスラーム法に則った屠畜・食肉処理条件に関するアラブ首長国連邦規格993/1999号、並びにアラブ首長国連邦地方自治体事務総局評議会公布によるイスラーム法上正当な屠畜・食肉処理の諸条件を適用する事。
5. 西暦1992年5月12日付地方自治体事務総局評議会決議3/33/92-3号に従い、アラブ首長国連邦国内で認められている書式を適用したハラール屠畜・食肉処理証明書を発行し、当該認証は通し番号が付されていること。
6. 当該イスラーム関係団体は、文書管理体制を備えたハラール屠畜・食肉処理担当部署を設け、業務にしたがい、監督者、屠畜・処理業務従事者、屠畜・処理場の記帳、ハラール屠畜・食肉処理証明書その他関連書類の記録、保管を行わせる事。それら文書は必要に応じ、あるいは地方自治体事務総局特別

委員会の求めに応じ、参照され得ること。

7. 当該イスラーム関係団体は、専属の屠畜・食肉処理場監督者、査察者を有する事。一人の査察者が担当する屠畜・処理場は、一都市あるいは一地区区内で最大3件までとする。
8. アラブ首長国連邦用ハラール屠畜・食肉処理監督者として、商社（仲介事業者）もしくはその社員を選出、任命する事はできない。
9. 当該イスラーム関係団体は、査察者並びに屠畜・処理作業従事者の選抜体制、及びこれら従事者の業務証明書を発行する体制を有する事。
10. 当該団体は、査察者並びに屠畜・処理作業従事者に対する職務能力向上訓練制度を有する事。
11. 当該イスラーム関係団体は、イスラーム教徒への慈善救済事業、人道支援、もしくは奉仕活動を行っている事。
12. 当該団体は、証明書発行並びにそれを認定した印章、署名の管理保管を行う体制を有する事。
13. 当該団体は、ハラール屠畜・食肉処理証明書の署名者並びにその代理人の署名の写しをアラブ首長国連邦地方自治体事務総局へ送付する事。
14. 当該イスラーム関係団体は、アラブ首長国連邦地方自治体事務総局に対し年次報告を提出し、その業務内容、成果、発行証明書数を明示する事。
15. 上述の条件に合致しない限り、いかなるイスラーム関係団体も〔ハラール屠畜・食肉処理監督者として〕認可されない。また、以下（第2条）に定める諸手続の要件を満たし、手続が行われない場合は承認されない。

第(2)条：国外でアラブ首長国連邦用に行われるハラール屠畜・食肉処理を監督するイスラーム関係団体が従うべき諸手続：

国外で行われるアラブ首長国連邦用ハラール屠畜・食肉処理監督者としての認可をアラブ首長国連邦地方自治体事務総局に求めるイスラーム関係団体（センター、機関、機構、連盟それらに類するもの）は、以下に示される諸手続とそれらを定めた規定に従わなければならない：

1. 当該イスラーム関係団体は、上述第(1)条に定められた、国外でアラブ首長国連邦用に行われるハラール屠畜・食肉処理を監督するイスラーム関係団体が守るべき諸条件を満たす事。
2. 公的経路を通じて、アラブ首長国連邦地方自治体事務総局に対し〔認可〕申請書を提出する事。その際、申請者が条件を満たしていることを示す文書、証明書等、並びに、必要に応じ、申請団体が条件を満たしているか否かを確認するため、地方自治体事務総局特別委員会の派遣団が視察に訪れる際には、当該団体が旅費、滞在費、国内移動にかかる諸経費を負担するとの確認書を添付する事。
3. イスラーム関係団体からの申請書は、承認もしくは条件不備による却下を決するため、アラブ首長国連邦地方自治体事務総局特別委員会に上程、検討される。
4. 特別委員会の承認勧告が得られた場合、案件はアラブ首長国連邦地方自治体事務総局評議会へ上程され、当該イスラーム関係団体承認の手続、もしくは条件適用を確認する視察団の任命が行われる。後者の場合、視察団の結果報告、勧告が行われるまで承認は保留される。
5. 特別委員会勧告（上記3.）あるいは視察団報告（上記4.）に基づき申請が却下される場合、却下の理由を明確にしたうえで公的経路により当該イスラーム関係団体に通達される。当該団体は、要件を満たした後、手続に従い再度認可申請を行う事が可能である。
6. 申請が受理された場合、当該イスラーム関係団体が、その所在する国において、地方自治体事務総局評議会が定める期間、条件に従いアラブ首長国連邦用ハラール屠畜・食肉処理監督に関わる活動を行うことを許可する旨の認可証が事務総局より発行される。健全な業務遂行の確認、再評価、認可更新検討のため、地方自治体事務総局特別委員会あるいは右に委任されたイスラーム関係団体が、必要に応じ、認可を受けたイスラーム関係団体に対して事前通告無しでの訪問を含む視察訪問を行う。

第(3)条：本決議は、各地方自治体に公布されると共に、国内各国大使館、及び在外アラブ首長国連邦公館への周知のためアラブ首長国連邦外務省へ通達される。

第(4)条：本決議は、公布日をもって発効する。

（署名）

ジャーシム・ムハンマド・ビン・ダルウィーシュ
アラブ首長国連邦
地方自治体事務総局長

【イスラーム法に則った屠畜・食肉処理の条件】

アラブ首長国連邦

イスラーム法に則った屠畜・食肉処理の条件

本基準規格は、イスラーム暦1403年1月23日（西暦1982年11月9日）パハレーンで開催された第3回湾岸諸国協会議機構最高評議会決議に則り、本総局運営委員会が決定公布したものである。

1-適用分野と範囲

湾岸諸国の本基準規格は、鳥類を含む動物をイスラーム法に則り屠畜・食肉処理する際の一般的要件に関するものである。

2-用語の定義

- 2/1/1 “ザカート(dhakat)”：次に示すいずれかの手段で、イスラーム法上正当に行われる動物の屠畜を意味する。
- 2/1/2 “ザバハ(dhabah)”：気管、食道、頸静脈の切断による屠畜方法。羊、牛、鳥類に多く用いられる。
- 2/1/2 “ナハル(nahar)”：首の付け根を突き刺し、胸元まで刃を下ろして切断する屠畜法。主にらくだの場合に用いられる。
- 2/1/3 “アクル(aqr)”：狩猟を許可された野生動物を狩る、凶暴化した家畜を取り押さえるなどの際に、致命傷を与える事。
- 2/2 死肉 (maitah)：上述のザカート(イスラーム法に則った屠畜)によらず自然死した動物、屠畜前に切断された動物の一部をも指す。
- 2/3 窒息させられたもの (munkhafiqah)：窒息死させられた動物。
- 2/4 殴打されたもの (mauquthah)：棒状の物あるいはそれ以外の鈍器で殴打された結果死亡した動物（狩猟中の弓矢、弾丸あるいはそれに類する物に撃たれた獲物）は除く。
- 2/5 落下死：高所から落ちる、あるいは穴かそれに類する窪みに落ち込むことにより死亡した動物。
- 2/6 角で突かれたもの：他の動物の角に突かれることにより死亡した動物。
- 2/7 肉食獣が食べたもの(annatihah)：肉食獣に捕食された動物、あるいは傷を負った鳥類（狩猟の場合を除く）。
- 2/8 アッラー以外に捧げられたもの：屠畜の際、偶像崇拝神など、至高な神アッラー以外の名が言及された動物。
- 2/9 大型動物・らくだ、牛、やぎ、成長した羊、及びそれに類する大きさを持つ動物。

- 3-要件
- 3/1 処理される動物に関する要件
 - 3/1/1 イスラーム教徒にとりその食肉が禁忌とされる以下の動物以外でなければならない。
 - 3/1/1/1 死肉、窒息させられたもの、殴打されたもの、落ちたもの、角で突かれたもの、肉食獣が食べたもの、アッラー以外に捧げられた動物。
 - 3/1/1/2 豚、犬、家畜化されたロバ、象、ラバ。
 - 3/1/1/3 ライオン、山猫、豹の類及び熊類により捕食された動物。
 - 3/1/1/4 鷲、鷹のように鋭い爪を有する猛禽類。
- 3/2 屠畜・食肉解体処理作業（ザービフ、ムズキー）並びに処理に用いる器具に関する要件
 - 3/2/1 この業務に従事するものはイスラーム教徒、もしくは經典の民（ユダヤ教徒あるいはキリスト教徒）でなければならない。
 - 3/2/2 業務は、そのために任命された、イスラーム法に則った屠畜に通じた公正なイスラーム教徒の監督下で行われなければならない。
 - 3/2/3 業務に用いられる器具は、骨と爪を材料とするもの以外なら何でもよい。
 - 3/2/4 器具は、清潔かつ鋭利に保たれ、その重量ではなく刃の鋭さによって作業が遂行されなくてはならない。ナハルが行われる際は、できる限り完全な形で行う事。
 - 3/2/5 機械化された屠畜・食肉処理機を用いる際は、4本の頸静脈のみを切断しそれ以外の頸部に触れないよう、機器を調整する事。この措置【頸静脈切断】は、頸部の左右からではなく、正面から行われる事。
 - 3/2/6 動物の頭部を殴打する方法、並びに規定に無い方法（ピストル型あるいはハンマー型家畜銃、並びに二酸化炭素注入によるスタンニング

【気絶させること】は認められない。

- 3/2/7 屠畜処理が行われるまで当該動物は生存していなくてはならない。事前に頭部への電気ショックを与える場合は弱めにする事。屠畜処理後の反応によってそれまで生存していた事が判明する。ザカートにより処理される前に死んだ場合は、殴打されたものとみなされハラールとは認められない。鳥類の場合電気ショックを用いる事は認められない。
- 3/3 屠畜・処理（ザカート）方式に関する要件
 - 3/3/1 その際にアッラーの名を唱える事【ビスミッラー】。
 - 3/3/2 2/1に示されたイスラーム法上正当な、いずれかの方途により行う事。
 - 3/3/3 ザバハは、頸部の左右あるいは後からではなく、正面から、気管、食道、頸静脈を切断する事により行う。
 - 3/3/4 放血が終了するまで、頸部を切り離す、破損する、あるいはこれに類する行為をしてはならない。
 - 3/3/5 ザカートが行われるまでは、その動物のいかなる部位も切り離してはならない。
 - 3/3/6 イスラーム教徒がその食肉を禁忌とする動物【の処理】に使われる場所と器具を避ける事。処理後のハラール肉の貯蔵にも、そのような場所が用いられてはならない。
- 3/4 監督、検査、検印の要件
 - 3/4/1 積荷毎に、湾岸協会議諸国の在外公館、あるいは諸国を公式に代表する機関が承認した証明書、もしくは、（[当該国に]存在すれば、）湾岸協会議諸国の関係方面が認定したイスラミック・センターあるいはイスラーム協会が発行した証明書を添付し、屠畜・食肉処理がイスラーム法上正当に行われ、湾岸協会議諸国の公館あるいはその代表機関により承認された旨を示す事。
 - 3/4/2 イスラミック・センターあるいはイスラーム協会の印章は偽造されにくいものとし、定着性の無害なインクを用いること。
 - 3/4/3 処理済食肉（冷蔵、冷凍を問わず）1体毎、あるいは特定部位を梱包した1箱毎にイスラミック・センターあるいはイスラーム協会、並びにその代理機関が押印し、処理が当該センターもしくは協会の監督下で行われた旨明示する事。



UAE連邦自治総局事務所にてジャーシム事務総長（中央）と

【アラブ首長国連邦ハラール屠畜・食肉処理証明書様式】

認証団体ロゴ
認証団体名称

ハラール屠畜・食肉処理証明書

【団体名】は、下に詳細を示す、牛／子牛／水牛／羊／ヤギ／家禽類の食肉積荷が、同じく以下に詳細を示す地域において、委任されたイスラーム法規定代表者の直接の監督のもと、イスラーム法に則り屠畜・処理されたものであることを証明する。従って、これらの食肉はハラールであり、世界のいかなる地域においてもイスラーム教徒の消費に適用するのである。右確認のため、1体あるいは1箱毎に専用ハラール印章が押され、非ハラール食肉と同梱されることのないよう特別な注意が払われている。また、当該屠畜・食肉処理が行われる場所で豚の屠畜・処理が行われる事はない。

正式（公認）ハラール印章

積荷詳細	処理日	年	月	日
量・質・品目	製造日	年	月	日
正味重量	期限	年	月	日
総重量	Code			
荷積代理店	衛生認証番号			
船/航空便名	処理監督者名			
荷積込み港	輸入者			
荷揚げ（到着）港	輸出者			
加工・製造会社・工場	食肉処理場名称・番号			
	加工・製造会社・工場			

正統四代カリフの時代(1)

イスラーム研究所所長 森 伸 生

はじめに

アラビア半島史の流れの中で、イスラームを学ぶ多くの人にとって興味深い時代はジャーヒリーヤ時代、預言者ムハンマド時代、正統四代カリフ時代、ウマイヤ朝時代、アッバース朝時代といった時代ではないかと思われる。その各時代を通じてイスラーム社会の出現、発展そして下降の推移が見られるからである。

地形的にはアラビア半島はルブウ・アルハーリー砂漠を囲んで、南側のインド洋に面したイエメン、ハドドラウト、マハラがあり、北側にヤマーマ地方が広がり、東には湾岸地域がバハレインからオマーンへと繋がり、西側にはヒジャーズ地方の山脈が南の低地ティハーマへと延びている。

半島の西南部イエメン地方には、昔から多くの王国が興亡を繰り返していた。サバア王国やヒミヤル王国などである。イスラームが現れる頃には、そこはペルシャ帝国の総督によって支配されていた。

半島の最北部シリア砂漠へと繋がる地域も古代から様々なアラブ王国が起伏した。古代にはナバタイ王国やパミュラ王国が知られ、イスラームが起こる頃になるとガッサーン王国やラハム王国などが存立したが、ペルシャ帝国と東ローマ帝国の覇権争いの狭間であり、アラブ王国は殆ど力を失い両帝国の傘下に入っていた。

半島の中北部のヤマーマ、ヒジャーズには遊牧部族とオアシスの周りの定住部族とが混在していたが、かつて部族間を統一する国家が成立したことはなかった。そこには、統一できる人物が現れたことはなかった。

ジャーヒリーヤ時代

ジャーヒリーヤ時代（無明時代）は原義的には人類の祖アダムからイスラーム出現までをさすが、イスラーム史家の間ではイスラームの預言者ムハンマドが現れるまでの一世紀有余であるとされている。

ジャーヒリーヤ時代の社会的特徴としてアラブ遊牧部族の性格がそのまま取り上げられる。部族はそれぞれに独立した社会を持ち、部族民は部族に絶対なる忠誠心を持っていた。苛酷な砂漠の世界で生きていくには部族こそが頼りになる唯一の存在であり、部族を離れることは死を意味していた。部族民は部族連帯意識によって強力に結ばれ、お互いに保護することを神聖な義務としていた。そのことは部族民の相互扶助として現れ、部族民は部族内で貧富の差がない平等な生活をしていた。外に向かっては、連帯意識は血の復讐として現れて、部族民が殺されたならば、その復讐は義務とされた。

部族民の財産は羊やラクダなどの家畜であったが、砂漠での遊牧では食料の絶対量を欠いていたため隙あらば他部族の家畜を掠奪していた。時には女、子供までを掠奪し奴隷としていた。力だけが優劣を決めていた弱肉強食の世界であった。弱い立場は忌み嫌われる存在であり、女の子が生まれると、それを恥じて人知れず生き埋めにする風習も見られた。

この苛酷な弱肉強食の世界の中でも、保護対策として、見知らぬ者でも訪問客は歓待し保護する習わしがあった。天幕への訪問客を歓待することは部族にとって神聖な行為とされた。部族がその者の保護宣言をすることによって、いかなる人物であろうが生命の保障が約束された。この習わしは保護の誓約として、アラブ独特の伝統的慣習として受け継がれていた。この誓約を破ることは部族の名譽を汚すことでもあった。

誇り高き部族民の行動の底には常に部族連帯意識が存在し、部族以外の他の者に服従することを嫌っていた。彼らが服従するのは部族の掟だけであり、そこには血の団結が存在した。

だが、部族連帯意識の中で見受けられた相互扶助の精神も、6世紀から7世紀にかけてのマッカでは人々の意識に変化が見られた。当

時、マッカは商業の町として栄えていた。そこを支配していた定住部族であるクライシュ族は商業的利潤に余念がなく、彼らの間では物質主義が横行して、同じ部族民であっても貧しき者を助けることもなく、保護の誓約も尊重されなくなった。弱肉強食の世界にありながらも、わずかに持ち合わせていた部族の良き慣習さえも廃れてきた。

当時の半島では、宗教は社会正義を訴え社会秩序を整えるほどの力を持っていなかった。各部族はそれぞれ特有の神々を崇拝し慣習としての古い宗教儀礼を行っていたが、儀礼の深い意味はすでに喪失し、人々の行動を律することはなかった。人々の行動を律していたのは部族連帯意識だけであった。

イスラームが現れる直前、社会的にも宗教的にも混迷した社会の中で、マッカの一部の人々の間では新しい社会秩序を求める動きが見られた。

預言者ムハンマド時代

7世紀に入り10年ほどが経った頃、自尊心が強く他の軍門に下るのを潔としない諸部族を23年の短期間に統一する人物が現れた。それが、預言者ムハンマドである。ムハンマドはアッラーからの啓示を携えてアラブ部族の前に現れ、多神教を排撃し、アッラーの唯一性を説き、唯一神の信仰を基に万人の平等を説くと共に、社会正義を呼び掛けた。人間の優劣を決めるのは、地位でも財産でも力でもなく、ただアッラーへの信仰であるとした教えは当時のマッカの価値観に真っ向から挑戦するものであった。

唯一なる神を求めていた者は即座にムハンマドの教えに従い、奴隷や困窮者など社会の被抑圧者もムハンマドの平等な教えに応えた。大商人の拝金主義が蔓延していた社会状況に義憤を感じていた若者達も同様にムハンマドの社会正義の訴えに同調して彼のもとに集まった。

ムハンマドはマッカで13年間の布教活動を行ない、マディーナで共同体建設のために10年間を費やした。彼は部族主義による血の結束集団を解体して、信仰を基盤とする信仰共同体を築いた。マディーナを中心にして、預言者はアラビア半島の隅々までイスラームの旗を知らしめんとして、教友と共にラクダを駆って砂漠の中へと進撃していった。ムハンマドと教友の手によって、瞬間に、多神教の世界であったアラビア半島は一神教のイスラーム世界に塗り替えられた。

アラビア半島を平定したムハンマドは教友と共に理想的共同体の形を後世に示した。共同体の基本はアッラーを信じ、ムハンマドの教えに従うことである。ムハンマドは最後の預言者として人類に遣わされ、人類へのアッラーからの啓示を完成し、人類が取るべき指針として、アッラーの言葉・クルアーンと預言者の慣行・スンナを遺産として後世に残した。

正統カリフ時代

最後の預言者ムハンマドが残した共同体を守り育てていくことが後に残された教友の最大なる使命であった。預言者が残した規範を現実世界に具現していくことが共同体存続の意義であった。

預言者没後、教友達はムハージルーン（マッカからマディーナに移住したイスラーム教徒）にしるアンサル（マディーナでイスラーム教徒になり預言者を援助した者）にしるそれぞれの立場から共同体の存続を第一義に考えて緊迫した議論の末、共同体の指導者を選出した。

新しい指導者にアブーバクルが選ばれた。アブーバクルはその地位の正式名称にハリーフ・ラスールラー（アッラーの使徒の後継者）を用いた。そのハリーフ（後継者・代理者を意味する）が訛ってカリフとなった。

第二代指導者として選出されたウマルは最初、ハリーフ・ハリーフ・ラスールラー（アッラーの使徒の後継者の後継者）と

称した。しかし、あまりにも不便さが考えられたのでハリーフア（カリフ）と略するようになった。

カリフのことをアミール・アルムウミニーン（信者達の長）とも称するが、これはウマルによって使われ始め、後世長く使用された。

このカリフ制度の確立によって預言者ムハンマドが基礎を築いたイスラーム共同体は飛躍的な発展を遂げることになる。

カリフ制度はムハンマド没後、教友達が成し遂げた最初にして最大なる事業であった。政治宗教両面において預言者の後継者として重大な任務を遂行するカリフは宗教心や人格や知性において最も秀でた人物でなければならない。

初代カリフ・アブーバクルからアリーのまでの四代カリフは選出方法や人物的にも共同体の信任を得てカリフ就任を果たした。それ故、彼らの統治期間は特に正統四代カリフ時代と呼ばれている。正統とは異端に対する正統ではなく、フラファーフ・ラーシドゥーン（KHULAFAU RASHIDUN）の訳として当てられた言葉であり、その意味は「アッラーに正しく導かれたカリフ達」である。

アブーバクルをはじめ四代までのカリフは信仰面においても人格面においても他の追随を許さない人物ばかりであったが、決して彼らが間違いを起こさないということではなかった。

そのことはアブーバクルのカリフ就任演説の中の、「私は決してあなた方の中で最も優れた者ではありません。そこで私が正しければ、私に協力して下さい。私が悪ければ私を正して下さい。…」という言葉にも表わされているようにイスラーム教徒の存在を越えることはなかった。

しかし、彼らを選んだ共同体には集団的無謬性が認められている。それは預言者の言葉「わが共同体は誤りに合意することはない。」による。共同体全体による決定に誤りはなく、正統四代カリフ時代は集団的無謬性を基本として成立した理想的時代であり後世への模範的時代であった。

故に、預言者時代及び、正統四代カリフ時代はイスラームの黄金時代と呼ばれている。

正統四代カリフ時代の存在意義は預言者ムハンマドが築いた共同体の基礎を預言者ではない人物でもクルアーンとスンナに則ることによって継承拡大していくことが可能であることの実証であった。

ウマイヤ朝・アッバース朝時代

ウマイヤ朝はムアーウイヤがアリーからカリフ位を奪い、首都をシリアのダマスカスに移し、カリフ位を嫡男へと継承した。この時から、カリフ位の世襲制度が行なわれるようになった。

アッバース朝になると、首都をイラクのバグダードに移し、時のカリフ達は栄華を極めた。そこには、アッラーを畏れクルアーンとスンナを生活の拠り所としたマディーナの質素なカリフの面影は全く見られなかった。

正統カリフに見られたようなカリフの資質や条件が損なわれ始めた。

カリフの条件

カリフの条件や選出方法について、クルアーンとスンナには何も明確に言及されていないが、スンナ派の学者たちは正統カリフを模範としてカリフの資格条件を定めている。その条件を大きく分けると、個人的条件と社会的条件とに分けられる。

個人的条件は 1) イスラーム教徒、2) 成人男性、3) 公正さ、4) 知性、5) 法的知識、6) 健全な五感、7) 聖戦と国家防衛の勇氣と気概、8) クライシュ族出身、などが挙げられる。

社会的条件は1) 忠誠の誓い（バイア）、2) 協議（シューラー）である。個人的条件の多くは個人の資質にかかわる事項であるが、出自のクライシュ族出身という条件は、預言者の言葉の「イマームはクライシュ族から」を根拠としている。

全ての人がアッラーの前で平等であると言うイスラームの教えに反すると受け取られがちなこの条件の意義について中世の歴史・社会学者イブン・ハルドーン（1332～1406年）が著書「歴史序

説」（森本公誠訳・岩波書店・第一巻P383～5参照）の中で解説しているので、その内容を簡単にあげてみる。

預言者が、指導者はクライシュ族からと言うからには、そこには必ず公益というものが考えられる。当時のクライシュ族には強烈な連帯意識があり、その連帯意識によってイスラーム社会の団結が可能であり、社会の安定が見られ、防衛や目標達成が行なわれた。つまり、イスラーム社会の指導者は強烈な連帯意識を持つことによって他の部族を支配してイスラーム社会の安全を保つことのできる能力を有する集団に属することが条件である、と言うことである。

社会的な条件として忠誠の誓いと協議があるが、まず忠誠の誓いを見てみる。忠誠の誓いはカリフと信徒の双方からの誓約である。信徒からカリフへの誓約は、信徒を代表するイスラーム共同体指導者層によるカリフへの聴従の誓いである。指導者層は民衆を代表しているので全ての信徒がカリフに聴従の誓いを行なうことを意味する。それに応えてカリフは信徒にクルアーンとスンナで統治を行なうことを誓約することになる。

もし、カリフが誓約を破り、クルアーンとスンナから外れた行動をとった場合は、信徒はカリフの命令に従う義務はない。また、信徒の義務として、カリフに誓約を履行するように要求することになるが、カリフが要求に従い行動を正せば、別に問題はなく、もしそうでなければ、信徒は彼に退任を求め、新カリフを要求することができる。

それゆえ、アブーバクルは忠誠の誓いが行なわれた後で行なった演説の中で、「もし、私が正しければ私に協力して下さい。もし、私が過ちを侵せば、私を正して下さい。」と言い、それから、続けて次のように言った。「私がアッラーとアッラーの使徒に従っている限り、私に従って下さい。もし、私がアッラーとアッラーの使徒に不忠実であったならば、あなた方には私に従う義務はありません。」

逆に、信徒がカリフと交わした聴従の誓約を破った場合には、カリフはそのことを問いただし、信徒がクルアーンとスンナに則り誓約を履行するならば、問題は無い。もし、信徒が拒否したならば、カリフは信徒がクルアーンとスンナに則り誓約を履行するまで戦うことになる。

このような忠誠の誓いの方法は歴史的にはムハンマド時代から行なわれていたことであり、教友達もその方法には慣れていた。その先例を幾つか挙げてみる。教友達は聖遷以前にマッカでイスラーム入信の際に預言者に忠誠の誓いを立てた。聖遷以前にマディーナの人々がマッカ郊外のアカバで預言者を援助し、彼に従うという忠誠の誓いを立てた。聖遷後、フダイビーヤの和約の日に、教友は死をも辞さぬ覚悟を表わすために預言者に忠誠の誓いを立てた。マッカ征服の日に、クライシュ族はイスラーム入信の際に預言者に忠誠の誓いを立てた。半島の諸部族からの使節団も預言者に忠誠の誓いを立てた。

これらの数々の忠誠の誓いによって、教友達の心の中には、預言者の後継者承認方法は預言者の権威承認と同じ忠誠の誓いの方法によることが定着していた。忠誠の誓いを立てる時の形は、統治者の手の上に自分の手を置いて、その誓約の確認をする。

預言者の権威承認と同じ形を踏襲したからといっても、預言者への忠誠の誓いと後継者への忠誠の誓いの違いは明白である。預言者は啓示を受けていた身であるので、彼が忠誠の誓いを受ける場合は、まずアッラーに対する忠誠の誓いを受け、それから彼自信に対する忠誠の誓いを受けるのである。

クルアーンに次のように述べられている。

「本当にあなたに忠誠を誓う者は、アッラーに忠誠を誓う者である。アッラーの御手が彼らの手の上にあり、それで誰でも誓いを破る者は、自分の魂を損なう者である。また誰でもアッラーとの約束を果たす者には、アッラーは偉大な報酬を与えるであろう。」（48章10節）

（以下次号）

イスラームの社会保険(タカーフル)とイスラームの理念

バハレーン王国イスラーム問題委員会委員
シェイク・アブドゥラティーフ・マハムード・アール・マハムード博士

はじめに

昨年11月にイスラームの社会保険(ターミーン)について講演を行ったが、それは現在のイスラーム社会における保険の考え方を中心にその実体と運用についてを中心に話したものだ。しかしこの社会保険という考え方は、今に始まったことではなく、預言者ムハンマドがウンマ(イスラーム共同体)を作って活動を始めたマディーナ時代にすでに見られたものであった。それはタカーフルと呼ばれる制度で、現在ではターミーンと言う言葉で使われているが、その基本的な考えは同じものであると言えよう。それ以降現在のイスラームの社会保険を理解するにはその基本的考え方を知っておく必要があると考え、もう一度ここにその概略をお伝えしたいと思ひ筆をとった次第である。先の講演と合わせて理解していただければ幸いである。

1. 預言者時代(マディーナ時代)に見られたタカーフルの原型

タカーフルの原型はイスラーム以前の部族社会の中に見出すことができる。預言者ムハンマドはそれをイスラームでも認められる良い習慣として取り入れた。

アルアシュアリー部族の慣習：備蓄しておいた食料品すべてを部族長のもとに集め、それを部族員の間で平等に分配すること。

預言者ムハンマドによる賞賛：「アルアシュアリー部族の人々は聖戦のさなかに食料が不足すると、あるいはマディーナにいる家族の食料が不足すると、残っている食料すべてを1ヶ所に集め、それを碗で計って全員に平等に分配している。

彼らは私の仲間であり、私は彼らの仲間である。これは良き習慣であり、寛容な伝統である。これを人々に広め、普及しなければならない」(ブハーリー・ムスリムの伝承)

2. この伝承から導き出されるタカーフルの定義とシステム

(1) **タカーフルの原義**：必要時には互いに助け合う相互扶助。

定義：社会の中で暮らす個人や集団がタカーフル契約を結び、「相互責任」を負う。そしてこれに参加したメンバーが負った損失や損害を補填すること。

(2) **タカーフルのシステム**：グループのメンバー全員が所有物の一部を寄付として提供し、それを備蓄しておき、必要が生じればそれを使って、備蓄に参加したメンバーの利益を守る。ただし、メンバーとしてタカーフルの備蓄に参加していない者は、このシステムから恩恵を受けることはできない。

現代的にはタクシー運転手や医師、技術者、労働組合など共通の利益を持つグループには適用可能なシステムである。

3. イスラームの基本理念としての相互扶助

この相互扶助の考えはイスラームの基本的な理念の一つであり、それはイスラーム教徒同士の繋がりを重視し、その関係をあたかも兄弟同士のように考えるところから生まれてくるものである。

(1) **持てる者の持たざる者への支援**=同胞精神による相互扶助

預言者はモスクで常に貧しき者への支援を呼びかけていた。

「信者たちはみな兄弟」(クルアーン49章10節)

「隣人が腹を空かしているのに自分は腹いっぱい食べるような者は信者ではない」(ハディース)

「だが主を畏れ(敬虔であつ)た者は、楽園と泉に(住み)、主がか

れらに授けられる物を授かる。本当にかれらは、以前善行に勤しんでいた。かれらは、夜間でも少しだけ眠り、また黎明には、御赦しを祈っていた。またかれらの財産には、乞う者や、乞うこともできない困窮者たちの権利があると認識していた。」(クルアーン51章15~19節)

(2) **国家による社会保障**

1) **預言者の教え**：イスラームの指導者たちや国務を預かる者たちは、国内に住む市民と外国人を庇護し、彼らの困窮を決して見過ごしてはならない。

「指導者は、追従者に対して責任を負う。誰かが借金や無力な家族を残したならば、私とその責任を負う(別な伝承「アッラーと使徒が責任を負う」)。しかし誰かが財産を残したならば、それは相続者のものだ」(ハディース)

2) **第二代カリフ・ウマルの実例**：盲目で年老いたユダヤ教徒の物乞いに対しカリフ・ウマルは国庫から援助金を支給した。

イラク征服後の統治方法：協議の末、イラクの土地を征服者たちの間で分割せずに困っている人々のために残しておくことを決めた。

「イラクの土地とシリア地方の地を分割すれば、国境付近を防護することもできなく、また国内や地方に住んでいる寡婦や子供を養うためのものが何もなくなってしまう。私は神に誓う。私が生きている限り、イラクにいる寡婦が統治者に何かを乞うような真似は決してさせない。」

3) **第四代カリフ・アリーの実例**：エジプトの支配者であったアルアシュタル・アンヌハイイーへ送った書簡の中で次のように命じている。

「貧困に苦しむ人々を庇護しなさい。社会の中で困っている人々を決して見過ごすことなく、そうした人々が満足して暮らせるようにしなさい。そうした人々にごくわずかなものでも分け与えなさい。乞う者がいれば必要なものを与えなさい。品物を等しく人々に分け与えなさい。お金と土地の一部をそれぞれの国に分配しなさい。決して後悔することのないように。とはいえ、良き行いもささやかな過ちを犯す言い訳には決してなりません。高慢にも卑屈にもなってはなりません。」

4. イスラームにおける「タカーフル」の必要性

以上みてきたようにイスラーム社会の中で貧しい者や弱い者たちは社会全体で助けることが伝統的に行われて来ていたことが分かる。それはまたイスラーム教徒に求められてるイスラームにおける神の命令に従うことであり、預言者のスンナ(言行)に従うことにもなるのである。

(1) **タカーフルの必要性**：人々が拠出金を寄付して出し合うことで、多額の費用を要する苦境、事故、災害に直面し、十分な資金がないためにそうした事態を打開できない人々を助けることができる。

(2) **クルアーンの教えの体現**：タカーフルは、クルアーンの「善を行い、神を畏れて、互いに助け合いなさい」(5章2節)という一節の考え方に適うものである。何故ならここで言われている「善行」(ビッル)とは、あらゆる種類の良き性質をあらゆる幅広い言葉である。だからクルアーンの一節は、すべての人々に対し、貧しい人々や事故、苦境、災害に遭った人々を助けるという良き行いを協力して行うことを求めたものである。

(3) **預言者の教えの体現**：「イスラーム教徒はみな兄弟である。したがって他のイスラーム教徒を苦しめてはならないし、迫害者の手に渡してはならない。誰であれ兄弟の必要を満たす者は、アッラーがその者の必要を満たすであろう。誰であれ兄弟を困窮から救い出すものは、アッラーがその者を「審判の日」に困窮から救い出すであろう。誰であれイスラーム教徒の欠点を隠す者は、アッラーが「審判の日」にその者の欠点を隠すであろう」(ハディース)

クルアーン入門講座 (3)

イスラーム文化とクルアーン

イスラーム文化といっても、その内容は漠然としており捉えどころがない。地理的に見ると、西はスペインから北アフリカ、中東、西アジア、東南アジアを通してフィリピン南部にまで広がり、イスラーム教徒の手によって起こされた文化と考えてもその多様性には殆ど共通点を見つけることが不可能なような気がする。しかしこれらの根底にはイスラームという宗教とそこから発生した文化という共通認識が紛れもなく存在しているのである。

イスラームは砂漠の宗教か

このようなイスラームの広がりを考える時、一般の日本人が抱いている砂漠とアラブ人の宗教といった認識は根本的にイスラームを誤解させるものであることが分かる。まず第一に預言者ムハンマドがイスラームの布教を始めた場所はメッカという当時としては大きな国際都市であり、ムハンマド自身もそこで40歳まで活躍した商人であった。決して砂漠の民であるベドウィン（遊牧民）ではなかった。むしろ彼はベドウィンを事あるごとに裏切る者達として警告していたのである。またクルアーンの中には商業用語が多く使われており、宗教自体を神との取引あるいは契約として捉えている。このようにイスラームは単調な生活が支配する砂漠の宗教などでは決してなく、むしろ都市の複雑な人間関係の中で適応して生きていく商人の思想を中心にしているといっても良いくらいである。またそうでなければイスラームが文化的には高度な発展を遂げていたイランやエジプトなどに広がってその地の文化を吸収し得なかったはずである。事実イスラーム文化が発展したのはこれらの様々な文化と出会い絡み合うことから形成されてきたからである。

イスラームは一つ

このような様々な文化を取り込みながら発展してきたイスラーム文化であるが、そこに共通して流れているものは、すべてのイスラーム教徒が自覚している「自分達は一つのウンマ（共同体）に属している」という意識である。つまり「イスラームはひとつだ」という認識である。この認識こそこれらの多様な文化に統一を与えているものである。宗教・信仰としてのイスラームが文化の根底を支えているのである。更にこの宗教の根元を探って行くと「クルアーン」という一冊の啓典に行き当たる。

イスラームの原点クルアーン

言うまでもなく「クルアーン」は預言者ムハンマドが受けた神の啓示を一冊の書物にしたものだが、この「クルアーン」からイスラーム文化が展開していったと言っても言い過ぎではないのである。その意味で、このイスラームの原点である「クルアーン」を理解することこそ多様なイスラーム文化の底流を見極める上で重要になって来るのである。

様々な地域にわたって広がり生活を営むイスラーム教徒達が民族や国籍を超えて一つの共同体としての認識を持てる背景には、その宗教儀礼がこのクルアーンという言葉（アラビア語）に則ってどの地域にあっても変えられることなく行われていることが挙げられよう。これは他の宗教では見られない特徴である。例えば、日本人のキリスト教徒がアメリカの教会で現地の人と同じ言葉で礼拝が出来ないことを考えれば分かるが、イスラームでは日本人のイスラーム教徒はアメリカでもインドネシアでもどこでも現地のイスラーム教徒と一緒に同じ礼拝が行えるのである。これはクルアーンが神の言葉であるとの認識から、自分達の言葉に勝手に翻訳してしまうことをクルアーンの改ざんとして禁じたため、どこにあっても礼拝などで使われるクルアーンは当然アラビア語のクルアーンでなければならないのである。

しかしこのクルアーンという言葉は西暦7世紀のマッカで使われていたクライシュ部族のアラビア語であるから、イスラームが他の地域に広まって行く過程で、アラビア語の分からない人々はもちろん、アラビア語を理解する人々にもクルアーンをいろいろに解釈する動きが起こって来る

ことはある面避けられないことでもあった。クルアーンが唯一の啓典であり、これを変えることなくそれぞれの地域や時代の変化に対応して行かなければならない以上、クルアーンをどのように解釈するかが問われ続けられるのは避けられないことである。

一方ではクルアーンを変えることを拒みながら、また一方では様々な解釈する。この二つの相反する両面性を持つことによりイスラームは統一と文化の多様性をそなえるに至ったと言えるのである。

クルアーン解釈の起こる原因

イスラーム文化がクルアーン解釈の産物であるとするならば、何故イスラームはこれほどまでにクルアーンの解釈にこだわったのであろうか。それはイスラームが一般的に理解されている「宗教」の枠をはるかに超えた宗教であるという特徴と密接に関係している。普通、「宗教」と言えば、キリスト教の「カエサルのはカエサルへ、神のものは神に」と言う言葉に代表されるように、日常生活を聖と俗に区別して、聖の部分を扱うのが宗教の役割であるとされているが、イスラームはこの聖と俗の区別を立てないのである。

イスラームにおいて宗教は、人間の生活そのものであり、いかに日常生活を営むかが宗教と密接に関り切り離して考えられないのである。ゆえにそこでは個人と神の関りだけではなく、個人と家族、個人と社会、国家と国家との関係などあらゆる事柄について神の意思を実現して行くことが求められているのである。そしてそのための指針を与えてくれるのがクルアーンに他ならないのである。しかしクルアーンにはあらゆる事柄に対する回答が書かれているわけではないので、ここに解釈の必要が生まれてくることになるのである。

クルアーン解釈からうまれるもの

預言者ムハンマドの死後、イスラーム教徒たちは直接神の意思を聞く手段を永久に失った。それからは彼らに残されたクルアーンとそれを補うハディース（預言者ムハンマドの言行）を手がかりにして、いかに神の意思に従って生活すべきかを自ら探求しなければならなくなったのである。神の意思を知るとは、とりもなおさず神の命令と禁止を知ることから始まった。そのためにクルアーンとハディースに記述のない事項についての解釈がなされ、そこから導き出された規則を体系付けて出来上がったものがシャリーアと呼ばれるイスラーム法である。これを行ったのはウラマーと呼ばれる学者達であるが、彼らは解釈するに当たり純粋に論理的にそれを行った。この点から言えばシャリーア（イスラーム法）はクルアーンの論理的かつ合理的解釈の結果出来上がったものと言える。

そこで扱われている問題は日常生活に関するあらゆる事柄が含まれる。またそれらの事柄は単なる規則ではなく、宗教行為そのものになるのである。

このイスラーム法の整備はイスラーム共同体の地理的、歴史的発展に伴う要請により行われてきたものであるが、その源は既にクルアーンの中に見出すことが出来るのである。先にクルアーンの啓示は大きく分けてイスラーム初期のマッカ時代のマッカ啓示とマディーナに移ってからのマディーナ啓示に分けられると説明したが、このマディーナ啓示の時期こそ、イスラーム教徒が一つの共同体を作り、イスラームが共同体の宗教として発展して行った時期でもあった。この時期の啓示を中心にまとめられたのがイスラーム法である。それはある意味ではクルアーンを外面から捉え、イスラームに一つの形を与える面を持っていた。

一方、クルアーンを外面的に捉えようとすることに対抗して、内面から見ていこうとする動きも現れて来る。それは感覚や知覚や理性では捉えることの出来ない事物の隠れた部分や存在の深層を認め、それを探求しようとする動きで、宗教を律法的、共同的宗教と捉えることに反発して、宗教の本質はそれを内面から捉えなければ本当に理解したことにはならないとする立場である。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: <http://www.cnc.takushoku-u.ac.jp/>

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成21年3月19日発行
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所主任研究員
柏原 良英

ムハンマドとイスラームの誕生(7)

(15) 礼拝方向(キブラ)の変更

ムハンマドは同じ一神教であるユダヤ教徒に多くの期待を寄せ、彼らも当然自分を預言者と認めるものと考えていた。故に、ユダヤ教徒との共存を認めたり、礼拝方向をエルサレムに向けるなど彼らに対して友好的態度を取り続けた。しかし、ユダヤ人の方は彼を認めるどころか、彼に敵対的となり、最後にはコーランまでも擲き、ムハンマドを偽預言者呼ばわりするに至った。

遂に、624年(ヒジュラ暦2年)の初め頃、ムハンマドは礼拝方向変更命令の啓示を受け、エルサレムからマッカのカアバ聖殿に方向を変えた。その啓示を受けた場所はサリマ家の領内のモスクでの事であり、それは以後、そのモスクは「キブラティン・モスク(二つのキブラ)」として知られるようになった。

この礼拝方向変更はユダヤ人対策の変更の最初であった。これを契機に、ムハンマドは政治的に、ユダヤ氏族と友好的でありメディーナ支配を望んでいたアブドラー・イブン・ウバイイと決別し、メディーナの最重要人物の一人であったサアド・ビン・ムアーダに支持を求めた。そして、ムハンマドの權威を不動のものにするバドルの戦いの後に徹底してユダヤ教徒との対決を行なうことになる。

それと同時に、教義の面においても、ムハンマドはイスラームの教義体系を、ユダヤ教でもなくキリスト教でもなく、その双方の本源となるイブラヒームの宗教に求め、確立した。イブラヒームこそがハニーフ(純正な人)であり、ムスリム(絶対主に帰依する者)であり、その信仰こそがイスラーム(絶対主への帰依)であり、ムハンマドの教えはイブラヒームの信仰の復興であるとした。そして、イスラームという言葉はバドルの勝利の後に初めて使われ、これがムハンマドの説く教えの名称とされた。

躍動するイスラーム

(16) 聖戦許可下る

マッカ時代に、教徒たちは虐待に耐えかねて、ムハンマドに闘いの許可を求める者もいたが、彼はまだ時期早尚と見て決して闘いを許すことはなかった。しかし、ヒジュラ後、間も無くして、戦闘許可の啓示が下った。

この啓示により、ムハンマドはクライシュ族の隊商を目指して数回出撃したが、ことごとく失敗した。624年1月(H.2年7月)、アブドラー・ビン・ジャフシュと8名のムハージルーンはメッカとタイフの間にあるナフルでクライシュの隊商を襲撃し、商品を戦利品として押収した。これがイスラーム最初の戦闘であり戦利品である。

部族どうしの隊商掠奪というアラブ独特の生活手段は、イスラームによってその意味を大きくかえられ、教徒たちの非イスラーム教徒に対する聖戦として位置付けられた。

そして、「戦闘はあなたがたに課せられた義務である。」(第2章216節)の啓示により青年男子の教徒にとってジハード(聖戦)は義務となった。

研究会報告

【平成20年度第6,7,8回タフスィール研究会開催】

今年度第6、7、8回目のタフスィール(クルアーン解釈)研究会が、12月20日と平成21年1月20日と2月21日のそれぞれ午後2時より文京キャンパスF館で開かれた。今年度はクルアーンの第4章を8回に分けて読んでいきたが、ようやく完結することができた。第6回目は同志社大学教授の四戸潤弥氏が110節から134節を担当し、7回目は当研究所客員教授の武藤英臣氏が135節から152節までを解説し、最後の8回目は当研究所研究員の柏原良英氏が153節から176節までを読み終えた。四戸氏の担当部分では特に孤児や婦人に対する扱いや接し方について語られ、イスラームの基本である弱者への優しさが求められる。また武藤氏の担当では特に裁きにおける公正さと証言の公正さについて語られ、偽信者と信者の違いについても述べられる。最後の柏原氏の部分ではメディーナのユダヤ人との関係から彼らのイスラームに対する反抗は、今に始まったことではなくムーサー(モーゼ)の時代にもあったし、イーサー(イエス)の時代にも預言者に対する反発という形で表れていことが述べられる。またイーサーについての真実が語られる。

محتويات العدد

1. مؤتمر الرابطة العالمية لخريجي الأزهر "الأزهر والغرب"
2. أستاذ زائر بمعهد دراسات الشريعة : كيميكي توكوماسو
تقرير زيارة الأمين العام الأمانة العامة للبلديات دولة الإمارات العربية المتحدة
رئيس لجنة الشريعة بمعهد دراسات الشريعة : هيديتومي موتو
3. مقال : الخلفاء الراشدين (1)
رئيس معهد دراسات الشريعة : نوبو موري
4. مقال : التكافل الإجتماعي في الإسلام
الشيخ الدكتور : عبد اللطيف آل محمود.
5. مدخل علوم القرآن (3)
باحث بمعهد دراسات الشريعة : يوشيهيدي كاشيهارا
6. السيرة النبوية (7)
أخبار المعهد:الدورة الثالثة لدراسات التفسير (6)(7)(8)